

2014年狛江市予算に対する提案書

【企画財政部】

政策室

1. 市民参加

- 市民が市政情報をきちんと受け取れるよう、広報紙を一年に一度でも全戸配布すること。選挙広報の全戸配布を参考に費用と課題を検証すること。
- 情報公開条例による請求を待たず、市民に必要と判断した情報は積極的に市発信で提供すること。例えば会議などで、市民が閲覧する資料は情報公開による請求をしなくても無料配布する。

2. 給食センター・中学校給食

- 施設整備計画策定に当たっては、多くの市民の給食への関心を高め、意見反映すること。センターでは給食を市民が食べられるよう栄養表示を掲示し、スペースを確保すること。
- 給食の質を担保するために生徒、保護者、市民、専門家で構成する給食委員会を設置すること。
- 食洗機はせっけん使用が出来るものとし、配水管の太さなどにも考慮すること。
- 給食センターでは地場野菜受け入れの施設を整えているとのことなので、利用目標を定めて、農家と生産量や生産方法をしっかり話し合うこと。耕作放棄地などの利用についても研究すること。
- 給食センターでのアレルギー対応についてはお弁当持参も含め、当事者、保護者と十分な協議をして進めること。

3. 三角地の利活用

- 北口市民の会の提案、行政内での議論、市民参加でのワークショップの議論を整理・公表し、改めて無作為抽出の市民の参加の議論を行うこと。狛江市全域の公共施設配置や3・11以降の災害対応の広場の必要性など、市民のニーズに沿った利活用案を議論し、まとめること。

最終的な利活用計画が決定するまで、認証保育所の子ども達の遊び場としてより活用できるようにすること。（夏の日差しや雨を避けられるよう、あずまやなどを設置すること。）

- 4. 「障がいのある人も共に生きる狛江プラン」でのプロジェクトチームの答申を踏まえ障がい者への差別をなくすための条例の制定（事例「障がいのある人もない人も共に安心して暮せる八王子づくり条例」など）をめざし、人権啓発活動として市民向けの講演会を開催すること。
- 5. 障害者優先調達推進法の施行に伴い、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する条例を制定すること。

参考) 標記法律については、平成 24 年 6 月 27 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日より施行されています。本法律では、平成 25 年 4 月 1 日から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。

6. 水道局跡地の都立公園化に向けて東京都への働きかけを促進すること。直下型地震が起きると予測される中、防災公園としての整備を早急に進めること。(安心安全課にも提案)
7. 男女共同参画の視点から、男性用トイレにもチャイルドシートやオムツ換えのベッドなど設置すること。

【総務部】

安心安全課

1. 防災

- (再掲) 水道局跡地の都立公園化に向けて東京都への働きかけを促進すること。直下型地震が起きると予測される中、防災公園としての整備を早急に進めること。(政策室にも提案)

2. 災害時の支援の必要な人への配慮

- 福祉避難所など二次避難所の指定を拡充すること。市内の 2 つの特別養護老人ホーム、障害者施設などを指定し、要援護者のための避難誘導マニュアルを策定し、特性、ニーズに対して必要な人材や具体的準備をすすめること。

同時に駒井町での防災訓練で福祉避難所にすら行き着けない障がい者も多くいることが確認できた。支援者・介助者が安否確認、サービス提供のために自宅へ行く仕組みを構築すること。

- 市内不動産業者とも協力関係を結び、特別な配慮の必要な人たち(避難所などでパニックを起こしたり、泣き声や、外国人など)の避難場所として、耐震化の出来ている空きマンションや空き事務所の提供を受けられるように協定を結び、具体的活用に向けて予算化すること。

3. 地域の自治組織の編成

- 避難所運営協議会の市内全域の設置に向けて広報、支援すること。市民参加を促進するための具体的なしくみをつくること。また小学校高学年生から中学生が、災害時に支援者として活動できるように学校に強力を求めること。

職員課

1. 市食堂の委託にあたっては市民の健康増進と居場所としての機能も併せ持つ「市民の食堂」になるよう協議すること。

【市民生活部】

1. 就労支援の充実（福祉保健部との連携で）

- 障がい者の就労支援 プロジェクトチームの報告を公開し、実行すること。

【福祉保健部】

1. 高齢者の外出支援

- 高齢者などが歩行、散歩の途中でひと休みできるベンチを増やすこと。
- 24年5月の整備プログラムに基づきバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進すること。
- 現在はあいとびあセンターにのみ設置されているが、公共施設には大人のおむつ替えができるベッドを設置すること。
- 市内診療所のトイレの改善を誘導すること。
- 飲食店などに車椅子 使用者が車椅子ごと入れる多目的トイレを設置した場合、市のユニバーサルデザイン認証（優良店表示など）を行うなど誘導策を講じること。
- あいとびあのトイレで、ひょうたん型の便器は当事者が座位もとりにくく、使いにくいので、改修すること。

2. 高齢者の居場所の拡大

- 高齢者だけを集めるのではなく、社会構成と同様に多世代が集える事を保障した日常的に使用可能な地域の居場所が必要である。居場所として使えるスペースの拡大を図ること。昨年度検討すると回答した公共施設、シルバーピア集会室、意志ある個人宅の活用をすすめること。
- 現在介護保険認定を受けていないもしくは不認定になった高齢者や、独居でとじこもりがちな高齢者が気兼ねなく行ける場が少ない。拡充を進めること。
月一回の会食会や小地域活動などが行われているが、新規の人が参加できる余地がない。また週1回くらいの開催を支援すること。
- 居場所の運営を地域住民参加型で行うことの啓発・支援と空き家など場所のマッチングを行うこと。
- ボランティアセンターやNPO協議会などともネットワークして居場所運営に携われる住民組織など人材を育成、確保すること。
- 要支援1、2の介護保険制度からの除外が年明けから国でも具体的に検討される予定だが、現在通所サービスの利用者にとっては機能訓練と居場所を兼ね備えたような場が必要である。利用者本人の自立を支援するための生活援助サービスが後退することがないように再構築すること。本当に必要な人の認定を適切に行うこと。
- 地域ケア会議を地域住民の参加のもと開催し、より顔の見える地域でのケア人材の育

成や体制を検討すること。

- 空き家の増加は地域福祉の充実のための転用のみならずシェア住宅、防犯・防災にも関係するので積極的に市民に向けて資産の活用を呼びかけ運営主体をNPOなどに任せること。空き家活用に向けて横断的に協議する場を設けること。
- OXの多目的スペース、マルシェの中のベンチなどは飲食物の持込が可能で、気軽に集まりやすい。地域貢献活動として、既設・新設商業（ユニディ・シマムラ・ニトリなど）へ休憩スペースの設置を行うよう建設環境部と市民生活部地域活性課が協働して働きかけること。

3. 移動手段の確保

- こまバスの車両変更のときには車椅子の昇降が容易にできるものにかえること。
- ルートの見直しは住民参加で行い、公共交通にアクセスできない地域だけを対象にすること。

4. その人らしい暮らしを継続できる地域にするために地域ケア体制の確立をもとめる

- 市は保険者として地域包括支援センターの擁している利用者の課題をもっと責任を持って掌握すること。
- 地域包括支援センターは中学校区に一つ設置し、より身近な相談拠点とすること。
*3ヶ所の地域包括支援センターは市境に近いところにある。市の中心部にまたがる地域住民が行きやすいところにもう1ヶ所増設することを要望する。東野川1～4丁目、和泉本町1～2丁目、岩戸北～4丁目、東和泉1丁目など
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて日常生活圏域のニーズ調査、地域ケア会議の開催・充実、医療・介護情報のみえる化を行い、そこから分析して高齢者自身のニーズ、住民地域の課題を把握すること。
- 身近な小学校区位の単位で共助のしくみづくりが進むよう、保険者として地域資源の発掘や人材発掘・育成、NPO協議会とも連携すること。
- 第6次介護保険事業計画策定に際しては生活圏に最低1小規模多機能を配置すること、そのために土地提供、人材確保など住民参加で話し合う場を作ること。
- 地域包括支援センターでは、行政サービスにつながない独居・高齢者世帯・閉じこもりこがちな高齢者に対してアウトリーチをすすめて、高齢者のニーズを把握し、必要なサービスを提供すること。
- 地域包括支援センターの存在、業務内容、役割をもっと市民に周知するために出前説明会などを積極的に行うこと。
地域包括支援センターの周知活動は民生委員が不在のところは市が対応することになっている。本格実施をすすめること。
- 脳血管などの疾患で麻痺の残った利用者には、①医療的なりハビリを受けるだけでなく、②心身ともに回復に向う希望をあきらめることがないような、就労・社会参加のプログラムの開発を行うよう事業者とのアセスメントの場や、懇談の場などで意見交

換を具体的に行うこと。

- 保険者として介護認定の内容から認知症の人を把握し、介護者支援や生活支援の相談機能を充実させること。
また、認知症デイにおいては本人の生活・身体機能の維持のためになるものを行うよう指導すること。
- 近年高次脳機能障害の若年者が高齢者のデイサービスを利用しているが専門的な対応ができていない。まずは専門相談窓口を設置すること。またデイによっては受け入れが困難である。慈恵第3病院の専門医などとの連携を強化し、デイサービス職員への研修等に生かすこと。
- 市民に認知症への理解を進めるための取り組みを行うこと。
中高生を含め、意志ある市民の認知症キャラバンメイトを養成し、介護経験のある家族や民生委員、自治会組織、福祉活動団体、社会福祉協議会などと連携して地域住民の理解を広げ、相談・手助けのしくみを構築すること。
- 国立市などにならない、認知症サポーター養成講座受講者が受講後見守りネットワークできるよう組織化を進めること。
- 郵便局やコンビニ店舗などで、認知症理解講座への参加を市が呼びかけること。
- 7小跡地の特養併設のショートステイは10床の内2床が障がい者枠とされていると聞いているが、必要な人が受け入れ拒否に合わないよう看護師などの配置すること。
- 在宅医療相談窓口の設置をすすめること
*入院、退院後自宅でのケア、訪問診療などに関して一元的に情報が収集でき、相談できる窓口の開設。東京都のモデル事業あり。医師会と話し合うことを要望する。

5. 住まい

- 終の棲家となりうるケア付き高齢者住宅の確保
在宅か施設かの二者択一の壁を打破し、住みなれた地域で安心して暮らし続けられ看取られることのできる終の棲家の確保のために、住み替えも含め、市として積極的に対応すること。
- 住まいの確保
認知症の人たちだけでなく一人暮らしに心配のある人たちが24時間のサポート、サービスを受けながら住める廉価で安心な住まい（グループリビング、シェア住宅）を確保すること。
- 狛江市民で低所得者のために市内グループホーム入所への家賃補助を行うこと。

6. 在宅医療と福祉の連携を市としても積極的に構築すること。

- 身近な地域のかかりつけ医として訪問診療を行っている医療機関との意見交換を実施すること。

7. 高齢者配食サービスを使いやすくすること

- 安否確認、防災、防犯の意味からも有効な高齢者配食サービスの事業が継続できるように地域住民の参加した市民事業を支援すること。また各地域で参加する市民人材の育成、確保が必要。市独自事業として要介護認定者のみならず、必要とする家庭への配食を可能にすること。
- 事業者との話し合いの場を持ち、配食サービスの在り方について見直しをすること。

福祉サービス支援室

1. 就学前の療育のニーズが増えている。相談機能の充実、専門家の配置、場所と予算の拡大を行うこと。

健康推進課

- **在宅医療の体制を積極的な医師とともに構築すること。**
- 慢性疾患（難病や糖尿病など）患者個人で多めに常備する以外に薬剤が必要な方たちへの支援体制を整えること。医師や薬剤師(薬局)との融通体制(協定)を整備すること。
 - * 難病指定の方たちへの支援の必要性
市は市内の難病患者の把握を行うこと。多岐に渡るためどのような情報提供や薬品、酸素吸入に伴う停電時の自家発電機など何が必要なのか関係機関、府中保健所との連携をすすめること。
 - * 障がい者団体、あいとびあセンター（乳幼児検診などで子連れできている保護者たちもいる）での防災訓練はより具体的におこなうこと。
それぞれの障がいに応じた避難誘導の指示が必要。そのことをあいとびあにいる職員及び社会福祉協議会職員にまず研修する必要あり。逃げよ！との声掛けだけでは理解が十分にできない発達障がいなどの幼い子どもたちには具体的な声かけや指示ボードなどを活用してを行うこと。
- 常時医療を必要とする人に対する災害時の医療体制を整えること。たとえば市内の透析専門病院などと協定を結ぶこと（一人1回に120リットルの精製水が必要）。
- 援護者登録は重度以外の人にも広げる。たとえばI型糖尿病の子どもを把握すること。
- 医師会との協定を基に、災害医療コーディネーターを中心に、市内の災害時の医療体制を構築し、具体的に医療関係者が動けるようにすること。医師会の自覚を求めること。
- 改定「地域防災計画」に基づき、市内在住の医師、看護師、介護士、薬剤師のほかボランティアなどの人材を早急に募集すること。

【児童青少年部】

子育て支援課

1. 自主保育「お日さまの会」はカリキュラムにとらわれず、自然の中で子ども達を育てる自主保育として4年目になり、16世帯、25人の子ども達が参加している。多様な保育を行う子育て中の親の自主的なサークル・団体活動として認め、活動の支援を行うこと。
2. 野川地域センターで行われている野川たんぽぽ広場は、現在月1回であるが子育て中の親の居場所になるよう、回数を増やすこと。

児童青少年課

1. 中学校卒業後の子どもの居場所について、引きこもり支援事業への家賃の一部が保証されるようになったが、さらに相談機能と就労支援の窓口が必要である。専門家の配置の予算をつけること。切れ目のない支援の構築について教育委員会とも話し合うこと(教育委員会にも提案)。
2. 平成27年開設されるプレーパークは子ども達と子育て中の親たちの居場所となるよう、アウトドアの児童館をイメージし、週5日開催できるよう、プレーリーダーの人件費を確保すること。
3. 多様な保育を保障する上で、保育ママの役割りは大きい。補助金の軽減されたが、理由が不明確なので、明らかにした上で、補助金額を再検討すること。
4. 防災センターの建築により駅前近に遊び場がなくなっている。駅前三角地は認証保育所も活用しているので、恒久的利用が決まるまでは「広場」として残すこと。
5. 子どもに向き合う人の資質が問われている。公立保育園の第三者評価を実施すること。
6. 中高生の居場所
 - 岩戸地域センターにできる防音室は中高生が利用しやすいしくみにすること。
7. 子どもの権利の保障
 - 子どもの権利条例を、目黒区や世田谷区のように子ども参加で作ること。
 - 子ども達の声を受け止めるチャイルドラインに対して、スタッフの充実のための研修など、支援を行うこと。

【建設環境部】

環境政策課

1. 狛江市を緑と花いっぱいにするために、市民に具体的な指導や相談を受ける専門性のある緑化リーダーを置くこと。

都市整備課

1. まちづくり条例改正に伴って、狛江市のまちづくり整備方針、整備計画を具体的に策

定すること。各地域の将来像を描くことが早急に必要である。特に用途の違う隣地や周辺環境への配慮をさらに具体的にするために、市民参加を促しながらまちづくり委員会で議論をすすめること。

2. 都市計画道路 3・4・7 については調布・世田谷で整備が進んでいる状況である。狛江市都市計画マスタープランでは「長期的視点に立って今後の方向性を検討する」となっているので、市民参加での議論を始めて課題を整理すること。

道路公園課

1. 和泉多摩川緑地都立公園化は市長の公約でもあるので、着実に東京都と協議すすめること。
2. ますます1軒の家の敷地面積が小さくなっているので新築住宅の生垣補助の条件（道幅等）の緩和すること。また、災害時の救出活動を容易にするためにも隣家との間の生垣にも補助制度を適用すること。
3. 減りつつある樹林地を保存するためには買い取り等、樹林地取得のための財政の確保が必要である。狛江市の樹林地取得財政計画を策定すること。
4. 指定保存樹・保存樹林については所有者が維持管理し続けられるよう市が相談を受ける体制を整え、支援すること。（落ち葉掃きなどが負担になっている場合はアドプト制度を利用して協力者を募るなど水と緑のまちの実現に市民協働で取り組むこと）

下水道課

1. 開発に当たっては、雨水流出抑制施設の設置を義務付けること。

清掃課

1. 便利、軽いと増え続けるペットボトルはリサイクル費用として、市民の税金が掛かっている。繰り返し「ごみ半減新聞」等でペットボトル500cc1本にかかるリサイクル費用を市民へわかりやすく広報し、ペットボトルの利用を抑制すること。

【教育委員会】

指導室

1. 子どもの権利の保障

- 地方自治と子ども施策「全国自治体シンポジウム」などに参加し、先進自治体の子ども政策を学ぶこと。

2. 支援の必要な子ども

- 教育委員会は文科省が提唱した、切れ目のない、社会参加までの支援をすること。
- 発達障がいのある子ども達の支援は通級だけでは不十分。小学校とは違う、思春期や進学

など、中学生が抱える多様な課題に対応すること。

- 特別支援教育については、日野市の「特別支援教育のスタンダード」をテキストにすること。
- 神奈川県・川崎市教育委員会での連携のような支援体制を狛江でも整えること。
- 教育研究所は、子どもの支援の場となるような適正な人員数と、人材配置をすること。教育委員会は福祉サービス支援室などと連携し、発達障害への地域の人の理解を広げるために、学習会を開催すること。

学校教育課

1. 小学校給食調理委託

- 小学校給食については現在の狛江の給食の到達点（だし・スープなど含め素材から手作り、国産原料、石けん使用）を確認し、委託の仕様書にその原則を明記すること。
- 給食食材の放射能検査について。地場野菜も含めた検査を行うこと。また今後魚類のストロンチウムなどの検査も行うこと。

2. 食育推進

- 「弁当の日」を狛江市でも実施すること。子どもが食事に関心をもち、調理できる力を育てる教育を行うこと。
- 子ども達に関心を持つ媒体を活用し、食をとりまく世界の状況や問題を学習する機会をつくること。

3. 中高生の居場所

- 中高生から要望の多い、音楽スタジオ、ダンススタジオなどの機能のある中高生センターを作ること。
- 既存の施設を利用しての中高生の居場所作りに早急に取り組むこと。
- 市民センターなど、公共施設で中高生の居場所が拡充したことは評価する。さらに、中学生会議で子どもたちから要望された学校図書館の試験前の開室を行えるよう、学校司書連絡会議に要請すること。

4. 化学物質過敏症やアレルギーの児童・生徒が増えている現代、子どもたちを含め、せっけんと合成洗剤の違いを学習する機会をもつこと。また、PRTR で有害物質に指定されている成分が含まれる合成洗剤を学校内で使わないことを徹底すること。

5. 市内小中学校に対して防災訓練だけでなく、防災教育を行って、地域での防災訓練の参加をすすめること。

6. 原子力発電や自然エネルギーをテーマに、授業でディベートを行うこと。自分で判断・表現・議論する力をつけ、社会の一員として未来をつくっていく意識を育てること。

社会教育課

1. 総合体育館の第2体育館は狭く、荷物を置くと危険なので、吊戸棚を設置すること。

図書館

1. 市民の要望も多く、夏場は熱中症対策にもなるので、図書館の開館時間を 9 時にする
こと。